

医心 伝心

過労死ラインと 医師の働き方改革

富山県医師会理事 小泉 久志

昨年5月に近畿地方で若き26歳の医師（以下T先生）が自ら命を落としました。T先生は2020年4月に研修医となり、2022年4月からは消化器内科の専攻医として勤務し5月に亡くなりました。T先生の時間外労働は亡くなる1か月前が207時間50分、2か月前が169時間55分、3か月前が178時間29分で、100日連続で休みはなかったようです。今年6月には労働基準監督署より、長時間労働による精神疾患が原因と労災認定を受けました。

過労死ラインとは、長時間の過重労働による心身への負荷により、病気や死亡に発展する恐れのある労働時間の目安です。医学的知見から、長時間の過重労働は脳血管疾患・心臓疾患・精神疾患との関係性が強いといわれています。そのため、脳・心臓疾患を労災認定する基準である「脳・心臓疾患の認定基準」が過労死ラインの基準になっています。また、2021年に改定されて以降、労働時間数だけではなく業務で受ける強い心的負担なども基準に含まれるようになりました。厚生労働省より公表されている過労死ラインの目安は、以下のとおりです。週40時間を超える時間外・休日労働時間が、月合計で45時間を超えて長くなるほどに、業務と発症の関連性が強まるとされています。さらに「発症前1ヶ月間で100時間」または「発症前2ヶ月もしくは6ヶ月間に渡って1ヶ月あたり80時間」を超える時間外・休日労働が行われていた場合には、業務と発症の関連性が極めて強いと示されています。

労働基準法第36条による時間外・休日労働に関する協定届（通称36協定）では、月45時間・年360時間が労働時間の上限です。過労死ラインを超えるといわれる月80時間以上の残業は、労働基準法を元にした36協定で定められている時間外労働の上限時間を明らかに超えることになるため、労働基準法に違反します。2024年4月から医師の健康確保と長時間労働の改善を目的に医師の働き方改革が行われます。2019年に行われた医師の勤務実態に関する調査では、病院常勤勤務医の週労働時間は60時間以上が全体の4割に迫り、週80時間以上が1割弱存在することがわかっています。

医療の公共性や、医療提供体制の確保の必要性等を考慮し時間外労働時間は原則年960時間（一部は年1860時間）で月100時間未満です。月の上限時間（100時間未満）を超えて働く医師がいる場合、追加的健康確保措置の実施が義務化されます。面接指導を行ったり、必要に応じて労働時間の短縮や宿直回数の削減を行ったりなど、就業上の措置を講じる必要があります。また法改正後は①連続勤務時間制限28時間②勤務間インターバル9時間（終業時刻から次の始業時刻までの休憩時間）③代償休息（休憩時間にやむを得ず仕事に従事した労働時間と同じ時間の休憩時間）が義務化されます。これらの改革が着実に実行されるよう地域の医師会としても一次救急への出向等のサポートをしていきたいと思っています。